

地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

1 目的

本地域でのモデル調査は平成 19～20 年度に実施するものであるが、地域における漂流・漂着ゴミ対策を効果的に実施していくためには、海岸管理者である地方公共団体および市町が地域住民等の関係者と連携して海岸清掃やゴミの発生抑制を進めていくことが重要である。そこで、本調査の結果等を踏まえ、地域の実情に応じた役割分担等を明確にし、関係者の相互協力が可能な漂流・漂着ゴミ対策のあり方について検討する。

2 目標

長崎県対馬市を対象とした今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方として、主に漂着ゴミの清掃体制と発生抑制の 2 点について検討を進める。このうち、長崎県対馬市においては、国外由来の漂着ゴミも多いことから、地域の対応に加え、国レベルの対応も重要である。

本検討会では、地域における漂着ゴミの清掃体制を主対象とし、今後、継続的かつ円滑に清掃が実施できる体制の整備に向けて、議論を通じて抽出される課題を整理し、その解決に向けた方策の検討を進める。

なお、発生抑制については、長期的な視点含め、清掃体制の整備検討を通じて、地区レベル、流域レベルなど、スケールに応じた発生源対策について検討することとする。

3 スケジュール

本検討会における議論は以下のスケジュールに従って進める予定である。各回の地域検討会を通じての議論は、最終的に「長崎県地域検討会報告書」として取りまとめる。

第 4 回検討会(本会)

- ・ 地域検討会スケジュールの共有。
- ・ 報告書骨子案としてのアウトプットの提示・イメージの共有。
- ・ 各主体の取組状況。
- ・ 既報課題の整理と、未認識の課題抽出およびこれらを含めた議論。
- ・ 既報対応策の整理と具体化の議論。

第 5 回検討会(11 月頃)

- ・ 課題の整理、課題解決に向けた方策の検討（主に、体制づくりに関する議論）。
- ・ 報告書案についての議論。

第 6 回検討会(2009 年 2 月頃)

- ・ 報告書最終案についての議論。

4 報告書の骨子案

現状での「長崎県地域検討会報告書」の骨子(案)を表 1に示す。

表 1 長崎県地域検討会報告書の骨子(案)

<p>漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 長崎県地域検討会報告書骨子(案)</p>
<p>第 章 長崎県対馬市地域における調査の概要</p> <ol style="list-style-type: none">1. 調査の目的2. 概況調査3. クリーンアップ調査4. フォローアップ調査5. その他の調査6. 検討会の実施
<p>第 章 長崎県対馬市地域の漂流・漂着ゴミに関する技術的知見</p> <ol style="list-style-type: none">1. 長崎県対馬市地域における漂着ゴミの量及び質について2. 長崎県対馬市地域における主要な漂着ゴミの発生源の推定について3. 長崎県対馬市における効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法について4. その他
<p>第 章 長崎県対馬市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方</p> <ol style="list-style-type: none">1. 長崎県対馬市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題<ol style="list-style-type: none">(1) 海岸清掃の体制(2) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策2. 長崎県対馬市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性<ol style="list-style-type: none">(1) 相互協力が可能な体制作りについて(2) 海岸清掃の体制(3) 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策(4) その他

5 海岸清掃に関わる体制づくりに向けた各主体の役割分担

関係省庁による漂流・漂着ゴミの取組みを別紙 1 に、長崎県における取組みを別紙 2 に示したほか、参考資料 4 に各地域の取組み事例を示した。地域検討会においては、これら取組みを踏まえた体制づくりあるいは発生源抑制についての具体的対応を図ることが重要である。

参考として、漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討するためのたたき台として、現状で想定される関係機関・団体毎の一般的な役割分担（環境省作成のたたき台）を図 1 に示す。また、地域検討会で挙げられた課題に対する枠割り分担の案を表 2 に示す。これとは別に、長崎県が漂流・漂着ゴミに関する行動計画において示した施策と役割(抜粋)を表 3 に整理した。

今後これら資料並びに地域検討会での議論をすり合わせて、各主体が担うべき役割分担を明確にし、関係者の相互協力が可能で、継続実施が可能な漂流・漂着ゴミ対策を検討する。

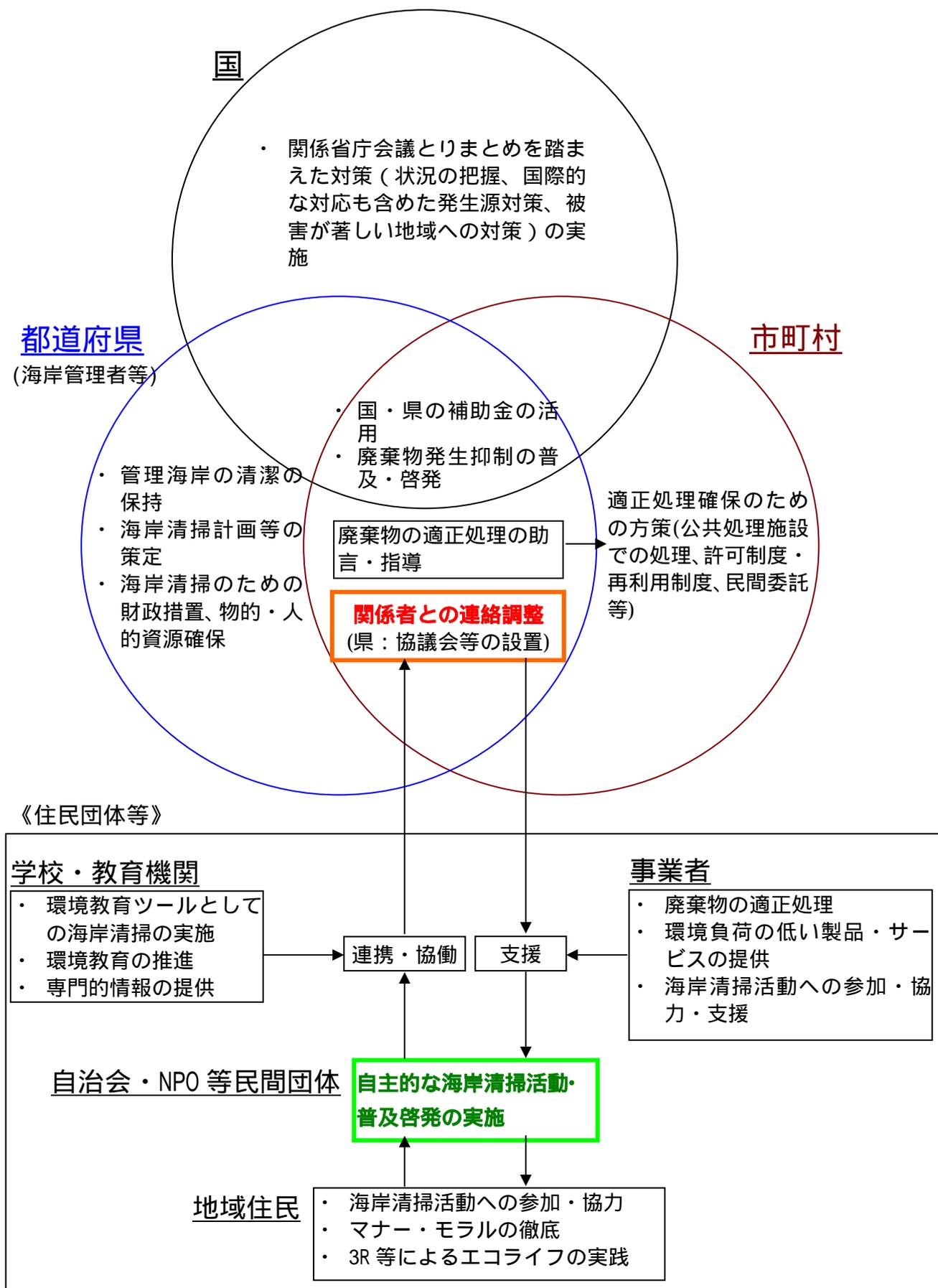


図 1 関係機関・団体の役割分担(案)

表 2 地域検討会（長崎県）で論議された課題に対する役割分担（案）

対馬市：

- ・ 法定外目的税の導入の検討、実施
- ・ 北九州市とのゴミの処分についての事前協議
- ・ 環境省補助金の申請
- ・ NPOへの支援・協力
- ・ 住民、協力団体への呼びかけ・組織化
- ・ 島内処理の検討

NPO 法人「対馬の底力」：

- ・ 海岸清掃活動の実施内容と課題の整理
- ・ 漂着ゴミの処理方法・リサイクル方法の検討
- ・ 海岸清掃の音頭取り・市との協力
- ・ 島内での協力団体との協調（名簿作り：事務局が補助予定）、組織化
- ・ 清掃活動の整理（清掃員の募集方法、参加者の整理（人数、現住所、年齢ほか）、回収方法、回収ゴミ量の整理、清掃状況の写真整理など。ホームページでの掲載も要検討）
- ・ 行政への働きかけ

長崎県：

- ・ 海岸等公物管理者の検討委員への追加
- ・ 産廃税の利用可能性検討
- ・ NPOへの支援
- ・ 関係省庁との調整・支援要請
- ・ ボランティア単位化大学・短大・高校等の抽出、働きかけ

地域検討員：

- ・ 地域検討会での論議
- ・ ワーキンググループからの課題・対応案に関する論議
- ・ 体制づくりへの協力・協働

事務局：

- ・ 清掃対象海岸の順位付け（第3回地域検討会資料を改訂）
- ・ 漂着ゴミの種類による清掃順位（石油系ゴミを優先、自然物は放置など）と処理方法
- ・ 体制作りの青写真作成
- ・ ワーキンググループの形成（後述：課題に対する具体的解決策の検討）
- ・ メンバーの作業補助

表 3 長崎県の漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画(抜粋)

役割と分担				分担箇所(案)			
施策	大分類	中分類	小分類(具体策)				
長崎県	施策1 啓発活動の強化	(1) 地域住民への積極的な啓発	「環境美化運動期間」等を主体とした漂流・漂着ごみ問題についての啓発	「空き缶キャンペーン(6月)」や「県民一斉清掃」への住民の積極的な協力・参加を推進 毎年7月の「海の日」の時期に沿岸及び河川の清掃美化を推進 「長崎県海と緑環境美化推進委員会」による海と渚の環境美化運動の推進 キャンペーン期間を設定。ポスター等の配布による広報活動の実施。 有明海沿岸4県漁場環境保全創造美化推進事業推進協議会がポスター等の配布による啓発普及活動の実施 住民、市民団体と関係行政機関の連携により、ポスター等の配布や海岸愛護用品の給付等を通じた河川・海岸愛護のための啓発活動の実施(毎年7月の「海岸愛護月間」及び「河川愛護月間」) 河川、港湾施設等における美化啓発看板の設置及び既設置分のリニューアル(利用者に対する環境美化啓発の徹底)	廃棄物対策課、市町 環境政策課、市町 水産基盤計画課 水産基盤計画課 河川課、市町		
			海岸、港湾、漁港施設等における海岸美化啓発看板の設置及び既設置分のリニューアル(利用者に対する環境美化啓発の徹底)	河川、港湾施設等における美化啓発看板の設置及び既設置分のリニューアル	河川課、港湾課		
		(2) 漂流・漂着ごみ対策に資する教育の推進	「環境教育」の機会を捉えた漂流・漂着ごみ問題についての地域住民への理解と関心の深化	海上保安部等との連携により、学校や地域社会の参加による清掃活動等の体験を通じた関心の喚起 漂着ごみを種類別に調査する「日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査(「財」環日本海環境協力センター実施)」への参加(小・中・高等学校生、住民団体等の協力)による沿岸地域の住民の環境保全意識の醸成	海上保安部等との連携により、学校や地域社会の参加による清掃活動等の体験を通じた関心の喚起 漂着ごみを種類別に調査する「日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査(「財」環日本海環境協力センター実施)」への参加(小・中・高等学校生、住民団体等の協力)による沿岸地域の住民の環境保全意識の醸成	海上保安部、廃棄物対策課 廃棄物対策課	
				環境アドバイザーの市町、学校、住民団体等が主催する講演会や学習会等への派遣による、漂流・漂着ごみ問題等に関する地域住民の理解と関心の深化	環境アドバイザーの市町、学校、住民団体等が主催する講演会や学習会等への派遣による、漂流・漂着ごみ問題等に関する地域住民の理解と関心の深化	環境政策課	
				子どもエコクラブの活動支援や新規結成推進による漂流・漂着ごみ問題等に関する地域の子供たちの理解と関心の深化	子どもエコクラブの活動支援や新規結成推進による漂流・漂着ごみ問題等に関する地域の子供たちの理解と関心の深化	環境政策課	
	(3) 広域的な啓発活動の展開	他県等との海岸清掃活動等を通じた地域間交流イベントの開催及び参加	小・中・高等学校生の海岸清掃活動の実施及び支援による子供たちの環境の尊さに対する理解の深化、島の自然を守る心の醸成	小・中・高等学校生の海岸清掃活動の実施及び支援による子供たちの環境の尊さに対する理解の深化、島の自然を守る心の醸成	五島市、佐世保市(宇久町)		
			「日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査(「財」環日本海環境協力センター実施)」の検討会に参加(調査参加自治体等との情報交換及び啓発) 「韓国釜山外国語大学」と地元大学との合同による海岸清掃活動を通じた交流、啓発	「日本海・黄海沿岸海辺の漂着物調査(「財」環日本海環境協力センター実施)」の検討会に参加(調査参加自治体等との情報交換及び啓発) 「韓国釜山外国語大学」と地元大学との合同による海岸清掃活動を通じた交流、啓発	廃棄物対策課 環境政策課、対馬市		
	施策2 監視体制の強化	(1) 関係機関の連携による監視強化	河川、海岸、港湾施設等における重点パトロールの実施	河川、海岸、港湾施設等における重点パトロールの実施 「海の日」「海岸愛護月間」「環境月間」等における合同パトロールの実施(啓発も兼用) 関係機関等による河川・海岸・海域等に係る不法投棄事案等の情報交換	不法投棄の重点地区のパトロール実施 電子マニフェストやICタグ、GPSを使用した画像追跡などのシステム導入の 毎年6月の「環境月間」における廃棄物の不法投棄防止及び啓発のため、陸域、海域、空域での合同パトロールの実施(県警察本部、長崎海上保安部、佐世保海上保安部、長崎市、佐世保市、(社)長崎県産業廃棄物協会、長崎県による関係機関で構成・組織している「長崎県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を主体、県下全市町等からの協力による) 「長崎県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会(年2回開催)」における情報交換(警察及び海上保安部等との情報交換)	廃棄物対策課、市町 廃棄物対策課 廃棄物対策課、市町 長崎県、長崎市、佐世保市	
			民間参画による通報体制の構築	郵便局等の外部機関との不法投棄通報体制の協定締結 有害ごみが漂着した際の速やかな地域住民への広報及び関係機関相互の連絡通報体制の構築	郵便局等の外部機関との不法投棄通報体制の協定締結 有害ごみが漂着した際の速やかな地域住民への広報及び関係機関相互の連絡通報体制の構築	廃棄物対策課、市町 長崎市	
			(1) 海岸清掃活動団体等の育成及び活動支援	「海岸愛護団体」の育成及び支援制度の充実 NPO団体及びNGO団体との連携	河川、道路、海岸の清掃等を行う愛護団体に対する活動支援、登録団体の拡大	河川、道路、海岸の清掃等を行う愛護団体に対する活動支援、登録団体の拡大	河川課、市町
					環境NGO団体であるクリーンアップ全国事務局(JEAN)やその他NPO団体との情報交換等	環境NGO団体であるクリーンアップ全国事務局(JEAN)やその他NPO団体との情報交換等	廃棄物対策課
			施策3 撤去・処分対策	(2) 行政や海の利用者等の海岸清掃活動及び参加促進	海岸、港湾等の利用者の海岸清掃活動等への参画促進	有明海沿岸4県漁場環境保全創造美化推進事業推進協議会による有明海一斉清掃の実施	有明海沿岸4県漁場環境保全創造美化推進事業推進協議会による有明海一斉清掃の実施
	毎年7月の「海の日」の時期に、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を主体とした県下一斉浜そうじの実施	毎年7月の「海の日」の時期に、「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を主体とした県下一斉浜そうじの実施				水産基盤計画課	
	(3) 助成制度の構築等	撤去・処分費用に対する支援制度の構築及びその他諸制度の活用 国に対して助成制度及び国主導の処理体制確立の要望			漂着物の多い時期の住民、ボランティア、市町等の連携による海岸清掃活動を推進(市町)	漂着物の多い時期の住民、ボランティア、市町等の連携による海岸清掃活動を推進(市町)	市町
					国主導の処理体制確立までの間、市町の漂着ごみ撤去・処分費用に対する支市町の漂着ごみ撤去・処分費用に対する関係課連携による支援の検討 構造改革特区等の諸制度の活用	国主導の処理体制確立までの間、市町の漂着ごみ撤去・処分費用に対する支市町の漂着ごみ撤去・処分費用に対する関係課連携による支援の検討 構造改革特区等の諸制度の活用	廃棄物対策課 長崎県 長崎県、市町
環境省や国土交通省等に対し、撤去・処分に係る財政支援措置の創設と処理体制の確立を要望					環境省や国土交通省等に対し、撤去・処分に係る財政支援措置の創設と処理体制の確立を要望	廃棄物対策課	
(4) 処分体制の広域的な連携	広域的なゴミ処理体制の連携	大規模なごみ焼却施設への県下広域ブロックにおける整備集約化に向けた「長崎県ごみ処理広域化計画」の円滑な推進	大規模なごみ焼却施設への県下広域ブロックにおける整備集約化に向けた「長崎県ごみ処理広域化計画」の円滑な推進	廃棄物対策課、市町			
		(社)長崎県産業廃棄物協会等を通じた効率的な処理技術・処理施設等の情報収集	(社)長崎県産業廃棄物協会等を通じた効率的な処理技術・処理施設等の情報収集	廃棄物対策課			
施策4 管理体制の強化	(1) 海岸管理者による管理体制の強化	県、市町の各海岸管理担当課は、関係各課との連携による対処	漁港、港湾、農地及び建設海岸等の各海岸管理担当課相互の密な情報交換、漂流・漂着ごみ対策への反映(県、市町)	県、市町			
施策5 調査研究体制の確立	(1) 産学官の協力体制の構築	産学官による連携研究の推進	県の研究機関において、民間、大学等との共同研究を視野に入れて、漂着ごみの減量化及び資源化技術に関する研究に努めます。	廃棄物対策課			
施策6 国際的取り組み	(1) 近隣国との共同による取組み	日韓海峡知事会議等の国際会議における漂流・漂着ごみ対策の協議の要請、情報収集 近隣国との海岸清掃活動等を通じた国際交流イベントの開催	国際協力体制の構築を国へ要望(国参加の国際会議における漂流・漂着ごみ削減のための国際的監視機構の創設など) 「北西太平洋地域(日本、中国、韓国、ロシア)における海洋ごみに関する国際ワークショップ(環境省主催)」や同地域に係る外務省関連の国際会議における漂流・漂着ごみ対策の情報収集	国際協力体制の構築を国へ要望(国参加の国際会議における漂流・漂着ごみ削減のための国際的監視機構の創設など) 「北西太平洋地域(日本、中国、韓国、ロシア)における海洋ごみに関する国際ワークショップ(環境省主催)」や同地域に係る外務省関連の国際会議における漂流・漂着ごみ対策の情報収集	廃棄物対策課 廃棄物対策課		
			「韓国釜山外国語大学」との海岸清掃活動の継続	「韓国釜山外国語大学」との海岸清掃活動の継続	対馬市		

6 清掃活動の現状と課題

6.1 地域における課題の整理

調査および地域検討会を通じて明らかとなった長崎県対馬市における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 4 に示す。

対馬市においては、これまで長崎県、対馬市、NPO 法人を中心に漂着ゴミの回収が年 1 ～ 数回行われている。しかし、ゴミが絶えず漂着してくる場所があること、人が入れずに清掃できない海岸が多いこと、人が入れる海岸において回収したゴミについても運搬・処理費の捻出が財政上困難なことなどから、海岸漂着ゴミの清掃活動には課題が多い状況にある。

この海岸漂着ゴミについては、島内において処理することが望ましいが、対馬市の焼却施設の処理能力や施設の維持の観点から、大量で、塩分を含んだ漂着ゴミの処理が行えないため、やむを得ず産業廃棄物として島外の処理施設に運搬・処理を依頼している。長崎県および対馬市としては、漂着ゴミを適切に処理する意向であるものの、この島外への運搬・処理にかかる費用の捻出に限界があり、上記のように、これが海岸漂着ゴミの清掃活動の大きな課題となっている。

表 4 漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

清掃段階	区分	具体的状況
回収	現状	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県、対馬市が主体となって、日韓学生やボランティアによる漂着ゴミ回収活動を春と秋に年 2 回実施している。 島内の漁業協同組合が主体となって、11 月に関係漁協の周辺を清掃している（水産庁の離島漁業再生支援交付金）。 このほか、7 月の「海の日」などに海岸清掃を実施している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 島内の高齢化、過疎化に伴い、清掃活動を担う人口が減少している。 島の人口が漂着ゴミの少ない南側に集中し、ゴミの多い中～北部では人口が少なく、また産業構造の問題から、清掃にかかわるボランティア等の集まりが期待できない。（人員確保の問題） 対馬では海岸線が長く、対象範囲が広大である。これら海岸のうち、重機のみならず、人が入れないような海岸については漂着ゴミの回収が極めて困難である。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> 回収した漂着ゴミは、産廃業者に委託し、全量を北九州市まで海上輸送し、港に到着後は中間処理場まで車両で運搬している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 漂着ゴミについては、量が膨大なこと、塩分が付着していること、分別が困難なことから、対馬市の一般廃棄物処理場では対応できず、船による島外への搬出・処理費用が大きな負担となっている。（処理費用の問題）
処分	現状	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市の響エコサイトにて、処分している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 上記の収集・運搬に関する課題と同様に、処理費用が大きな負担となっている。

6.2 課題に対する対応案

前記の回収・運搬・処理にかかわり、これまで地域検討会で挙げられた海岸清掃活動に関する課題への対応案を整理した。これまでに挙げられた課題は、主に処理活動に関わる「清掃人員の確保（ ）」および「漂着ゴミの回収・運搬・処理費の確保（ ）」の2つに大別される。

6.2.1 清掃人員の確保

島内の高齢化、過疎地域の存在による清掃活動の困難性
清掃員の確保が必要

< 対応案 >

NPO 法人「対馬の底力」の活動では、地域の婦人部や教育機関への働きかけも含めたボランティアの人集めはできている。そのため、NPO の直近の問題は、 の人員確保よりも、 のゴミの処理方法と費用に関して重点が置かれている。また、これまでの島内でのヒアリングの結果、漁業者の中にも、海岸清掃に関する意識の高い漁業者もいることが判った。

このため、2つの問題点のうち、 の清掃活動の人員確保は何とかなると考えられる。

これらに加え、地域検討会で座長から提案のあった学生の参加の可能性が考えられる。これは、長崎県内あるいは九州地方の大学・専門学校・高等学校において、ボランティア活動を単位化している学校等の教育機関を対象として、清掃活動要員を確保するというものである。この提案は、海岸清掃活動を地域との交流および環境教育の場として位置づけ、地域と学生の双方にメリットのある方法として優れていると考える。今後は、具体的な方法を長崎県担当課とも協議して、検討して行きたい。（優先順位は低い）

6.2.2 漂着ゴミの回収・運搬・処理費の確保

島外処理のために処理費の高額化、財政の逼迫（産廃処理は約9千円/m³）
処理費の捻出のほか、島内処理方法の検討が必要

< 対応案 >

法定外目的税の導入

漂着ゴミの処理費用に関し、事務局から対馬市に法定外目的税の導入を提案している。地域検討会での情報では、対馬には毎年韓国から約7.5万人の観光客が訪れるとされている。また、このほか、釣り客やゴルフ客も来島する。これら島外者から、「入島税」あるいは「観光税」として、一人200円程度を徴収することによって、年間1,500万円程度のゴミ対策費用が確保できる計算となる。なお、この税は、漂着ゴミの回収・運搬・処理のみに適用することを原則とすることを想定している。今後、対馬市の検討員と協議して、導入を進めたい。（優先順位は高い）

環境省の補助金の緩和請求

環境省の補助金は、現状では、人の生活に被害や影響が及ぶような海岸を対象とし、かつ、継続的に清掃・管理を行っている海岸に大量のゴミが漂着した場合に適用される補助金である。しかし、処理費用も捻出できない状況では、“定期的な清掃活動”

は困難であり、また人も入れないような海岸の清掃は定期的には実施できない。このような状況の中で、どのようにして補助金を活用していくのが適切か、環境省とも相談しつつ検討して行きたい。（優先順位は高い）

島内処分の検討

島内処理が困難なために海岸清掃活動が停滞していることから、島内に能力の高い焼却炉、新しい炉の整備のための予算確保（環境省からの交付金あり）や、島内で発生する一般ゴミの削減活動の促進、埋立処分場の建設なども視野に入れて検討する必要がある。（優先順位は中程度）

また、併せて、単に廃棄物として処理するのではなく、漂着ゴミのリサイクルも視野に入れて、漂着ゴミ処理の効率化を図ることが必要である。これについては、現在NPO法人「対馬の底力」が検討中とのことであり、今後は各主体と共に協働を図っていくことが必要である。（優先順位は高い）

6.2.3 その他

海岸管理者の確認

対馬の海岸は、公共海岸以外の「その他の海岸」が多く、公物管理者が不明とされている。現在、長崎県にご確認をいただいております。今後は必要に応じて地域検討会に御参加頂き、さまざまな議論に加わって頂くこととしたい。（優先順位は高い）

清掃対象海岸の順位付け

第3回地域検討会資料で整理した「海岸清掃の優先順位の考え方」（参考資料）を基に、以下を行う。現状では、人の生活に被害や影響が及ぶような海岸、並びにアプローチがしやすい海岸などが優先されると考える。これらの要素をマトリクスや点数化により、順位付けを行ない、清掃対象海岸の順位付けを行う。これには、航空機調査による漂着ゴミマップも利用し、ゴミの多寡、人家の近さ、人口の多寡、アクセスのしやすさ、海岸の利用状況、国立公園などの保全すべき環境条件の整理などを通じて、清掃順位の考え方を整理する。

これに関して、対馬市とNPO法人「対馬の底力」の清掃活動の取り組み実績を表5に、またこの活動実績と航空機による漂着ゴミマップとを重ね併せたイメージ例として図2に示した。将来的には、GISソフトにより、これらをデータベース化し、さまざまな条件を考慮した清掃海岸の優先順位付けを検討する。（優先順位は中くらい）

漂着ゴミの種類による清掃順位付け（生態系の保全、回収ゴミの減量）

漂着ゴミの処理量の削減も考慮に入れ、清掃するゴミの種類に応じて回収順位を検討する。例えば、石油系人工物である発泡スチロールは劣化によってばらばらとなり、微細化して生態系に影響を与える可能性が大きいこと、リサイクルによって再資源化できることなどの理由により、優先順位を第一位とする、などである。また、ポリタンク等の石油系物質も、再処理による再資源化が可能であり、また自然分解しないことから、優先順位を上げることが考えられる。ただし、海藻などの自然由来物は、生態系の一部でもあり、回収せずに自然分解に任せたほうが良いとも考えられる。また、流木については、大きなものは船舶の航行に危険性を与えることから、再流出を防ぐような手段(例：陸側に積み上げ、柵により再流出を避けるなど)を検討・実施して行

く必要がある。これにより、回収ゴミの選別を計ると同時に、生態系への影響を極力回避することを検討したい。（優先順位は低い）

表 5 対馬市・NPO 法人による清掃活動の取組み

主体	事業種	事業内容	実施年	実施海岸	人数(概算)	回収ゴミ量(m3)	処理費(万円)
対馬市役所	県の事業	不法投棄物撤去事業	平成13年度	上県地区全域	200	ポリ容器6,000個	122.1
			平成14年度		400	ポリ容器4,350個	306.7
		漂流漂着ゴミ撤去事業 漁業公害対策事業	平成17年度	島内13箇所	島内13箇所	720	553.2
	市の事業	釜山外国語大学学生等によるボランティア清掃活動	平成15年度	井口浜～棹崎周辺海岸	学生160 一般250	300	256
			平成16年度		学生260 一般520	510	356
			平成17年度		学生240 一般610	650	487.2
			平成18年度(*)	巖原町豆酸崎、豊玉町廻地区	学生451 一般208	230	200
			平成19年5月26日	井口浜～棹崎周辺海岸	学生200 一般250	550	-
	県との協働	日韓学生つしま会議	平成18年度(*)	巖原町豆酸崎、豊玉町廻地区	学生451 一般208	230	200
			平成19年10月7日	越高海岸	学生140 一般 50	-	-
			平成20年5月31日・6月1日	上県町田ノ浜、湊浜	-	-	-
	NPO主催事業	島ごみサミットつしま会議	平成16年10月	豊玉町志多浦海岸	200	301	-
		国際ロータリークラブによる海岸清掃	平成17年6月	美津島町今里	184	80	-
	対馬の自治会等	地区単位		海の日(7月20日)		-	-
対馬の漁協等	漁業協同組合	水産庁の補助事業	毎年10～11月頃	各地の海岸	-	-	
NPO法人「対馬の底力」	NPO主体事業	地域の人々、教育機関を含むボランティア海岸清掃活動	平成19年11月4日	巖原町小茂田浜	50	89	
			平成19年11月21日	豊玉町志多浦海岸	70～80	39+4t車1台	リモネン
			平成19年12月2日	美津島町根緒の大梶原	18	35	
			平成20年4月19日	上県町の女連(うなつら)浜	80	120袋	
			平成20年5月11日	上県町井口浜海水浴場	500	100+	リモネン

注：上記は事務局が把握した情報を基に作成した。*印の平成18年度は、二つの活動を同時に実施したことを示す。

「-」は情報がないか、不確定のために未記載としたことを示す。「リモネン」は、リモネンによる発泡スチロールの減容実施を示す。

上記のほか、上対馬町の茂木浜では地域の方々が定期的に清掃活動を実施している。

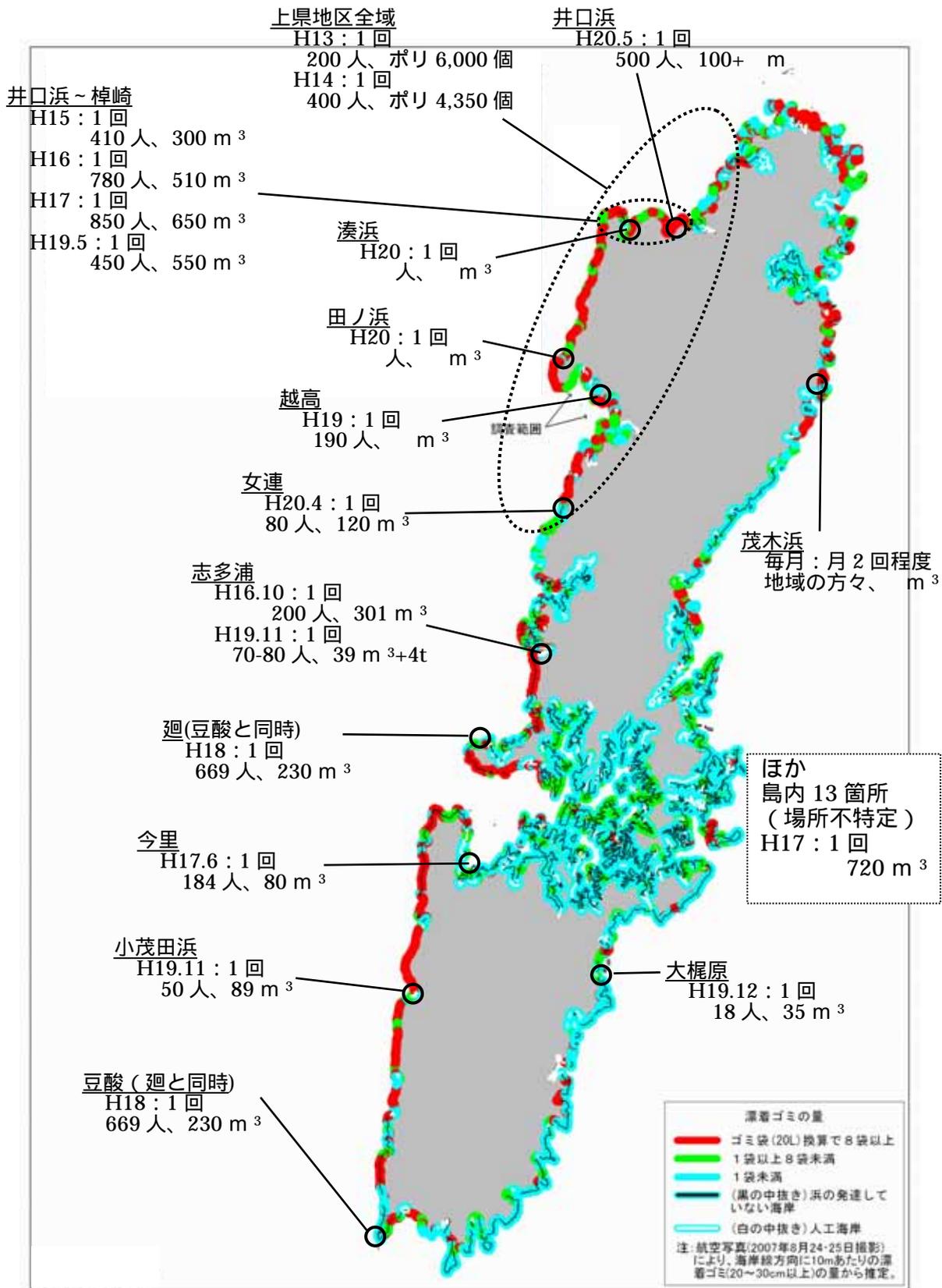


図2 海岸清掃実績と航空機調査による漂着ゴミマップの表示イメージ

注：図中の清掃実績は表5と対応する。風配図、流向分布図も転記予定。

7 より早期に具体的な体制作りを目指して

ワーキンググループ（仮称）の設置について

前述の役割分担においては、実際に海岸清掃の主体となる地域の役割は非常に重要と考えられる。特に、長崎県対馬においては、全国的にも漂着ゴミ量が多いこと、漂着ゴミの回収を目的に掲げている NPO 法人が活動し始めたこと、対馬暖流の上流に位置することから各地への漂流ゴミ削減にもつながると考える専門家もいることなどの観点から、早急に具体的な体制づくりに着手する必要があると考えられる。特に、残り計 3 回という限られた地域検討会の議論だけでは、体制づくりの具体に辿り着かない可能性が考えられる。

そのため、地域検討会の検討員のうち、今後実際に地元で海岸清掃活動に関わってくださると考えられる検討員を主体として、実情に応じた体制づくりを進めるために、自主的な非公式の会合として「ワーキンググループ（仮称）」を立ち上げて協議することを考えた。これは、今年度の業務が終わる頃までに、地域に根ざした継続的で円滑な海岸清掃活動を展開できるようにするため、実際の清掃・処理活動に関する具体的な方策を展開することを想定した活動である。

ワーキンググループは、課題や具体的対策を整理・検討することを主眼としており、そこでの整理・検討結果は地域検討会で論議・判断いただくことを基本的姿勢と設定している。

このワーキングの開催については、時間的都合から前回の地域検討会開催時に図ることができなかったために今回事前に座長の許可を得て、対馬の検討員のメンバーを主体としてワーキンググループ開催の是非から論議することとした。

2008 年 5 月 22 日に対馬市の検討員のうち今後の活動にたずさわって頂けそうな方々に声をかけ、キックオフミーティングを実施した。このキックオフミーティングにおいては、上記のとおり、まずワーキンググループとして立ち上げることに合意が図れるかどうかから始めた。議論の結果、メンバーからの了承が得られたため、事務局試案としてのワーキングの目的・目標・ルール・仮メンバー・プロセスを示し、具体的な課題についても議論した。

今回の地域検討会においては、このワーキンググループの設置をご承認いただきたく、検討をお願いしたい。

参考資料 5 に、ワーキンググループ設置にかかわる趣旨およびキックオフミーティングの議事概要を示した。なお、前述までの役割分担に関する情報を基に、現状における WG における体制づくりの役割分担（図 1 の下半分に相当）の案を図 3 に示した。今後は、清掃活動における課題と対応案、および各主体の役割とを有機的に連携できるような体制づくり案として整備する。

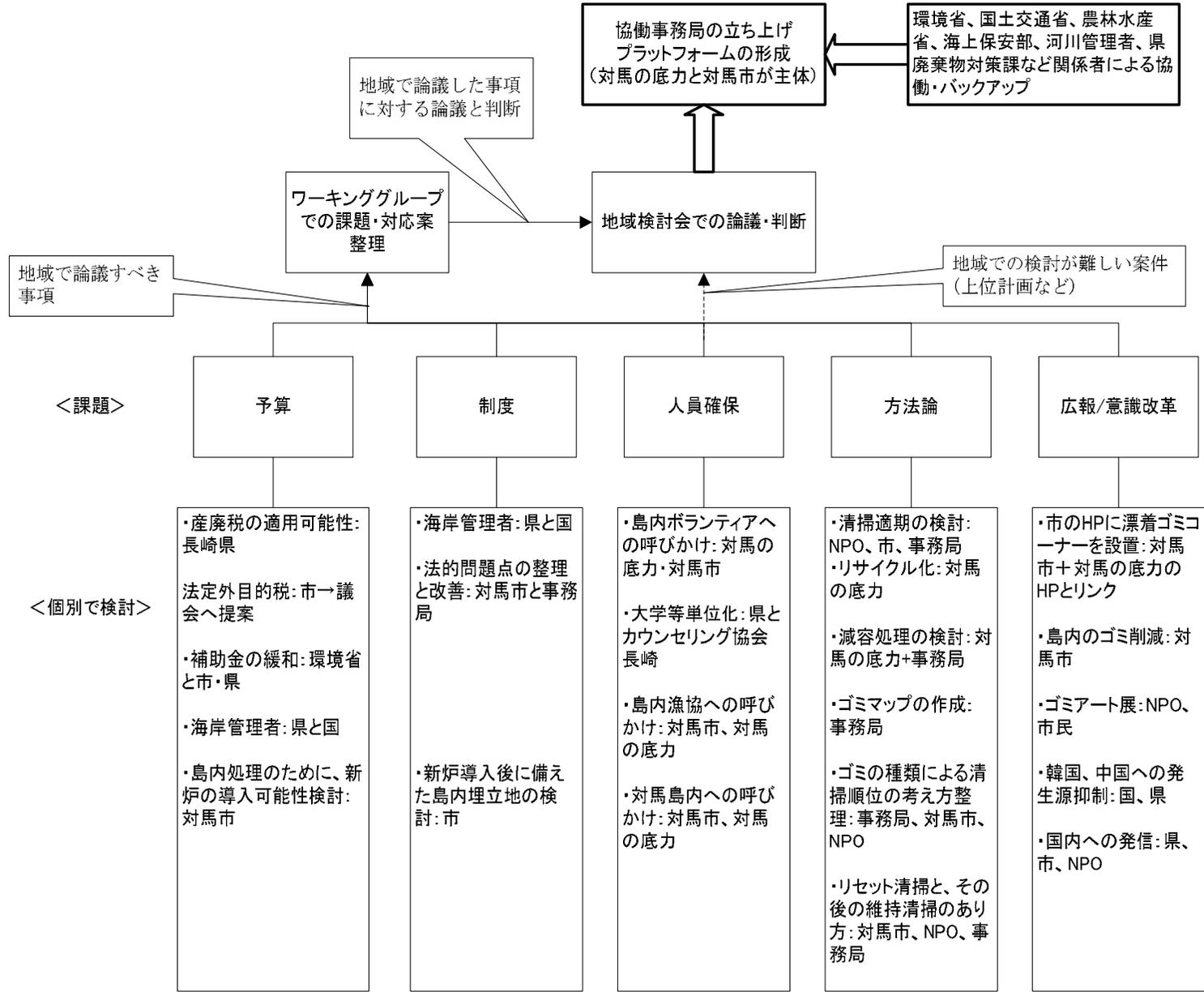


図 3 対馬における体制づくり・役割分担の案

8 漂流・漂着ゴミに関連する補助金について

前項でまとめたとおり、当該地域における漂流・漂着ゴミ対策の中では、運搬・処理費用の確保が緊急の課題であると考えられる。

大量にゴミが漂着した場合等の清掃活動に関する国の補助金制度としては、以下のものがあり、これら補助金制度の積極的な活用を検討していく必要がある。

- ・災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省、資料 1）
- ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省・国土交通省、資料 2）

資料 1 に示した災害等廃棄物処理事業補助金は、災害起因の海岸保全区域外の漂着ゴミの収集・運搬・処分費の 1/2 を補助するものである。また、災害起因でない場合には、海岸保全区域外の漂着ゴミの処理量が 150m³ 以上(事業費 40 万円以上)の場合に対象となる。

資料 2 の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業は、海岸保全区域を対象とした補助制度である。平成 19 年度に対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量(1,000m³ 以上)を漂着量の「70%」から「100%」に拡充されている。

このほか、長崎県では、別紙 2 で示したように、市町が行う漂着ごみ撤去事業について、経費の助成を平成 14 年度から実施している。補助対象事業は漂流・漂着ゴミの撤去・運搬・処分であり、補助内容としては対馬を始めとした離島振興法指定地域で補助対象経費が 400 万円以上の事業(補助率 70%)で、一市町当たり 420 万円を交付限度額として設定している。この要件以外では、補助率 50%、交付限度額は 150 万円となっている(平成 20 年度の予算は、1,720 万円)。

また、河川課においては、「県民参加の地域づくり事業」として、平成 15 年度より海岸や港湾(道路、河川を含む)で清掃活動を行う団体を登録し、活動支援を実施している。

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</p> <p>国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物</p> <p>災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</p> <p>仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)
補助先	市町村(一部事務組合含む)	
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上	
	<p>降雨:最大24時間雨量が80mm以上によるもの</p> <p>暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの</p> <p>高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</p>	<p>1市町村(1一部事務組合)における処理量が150m³以上のもの</p> <p>海岸保全区域外の海岸への漂着</p> <p>通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</p>
補助率	1 / 2	

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

1. 目的

海岸保全施設の機能障害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。

平成20年度は、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図ることを目的とする。

2. 内容

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充する。

